

(趣旨)

第1条 この要領は、入札により測量、建設コンサルタント等業務に係る委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについての調査(以下「低入札価格調査」という。)等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 低入札価格調査の対象とする測量、建設コンサルタント等業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 測量設計業務
- (2) 地質調査業務(地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。)
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務(土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。)
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務(建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。)
- (5) 補償コンサルタント業務(公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務の受託又は請負を行う業務をいう。)
- (6) その他コンサルタント業務(前各号に掲げる測量、建設コンサルタント等業務のほか、市長が特に認めるものをいう。)

(調査基準価格)

第3条 市長は、入札により前条各号に掲げる業務に係る委託契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの判断基準として調査基準価格を設定するものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額(以下「入札書比較価格」という。)に10分の6を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務の内容から同項の割合で調査基準価格を設定することが不相当であると市長が認めるとき、又はその他市長が特に必要と認めるときは、入札書比較価格の10分の6から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合を定めるものとする。
- 4 調査基準価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあっては指名通知書において次の各号に掲げる事項を明記し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、事情聴取を行うこと。この場合において、事情聴取に協力すべきこと及び事情聴取当日には配置予定の管理技術者が出席する必要があること。
- (5) 契約保証の額に関すること。

(落札決定の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査)

第6条 市長は、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行うものとする。この場合

において、施行令第167条の9（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりくじがなされるときは、低入札価格調査は、当該くじを行う前に実施するものとする。

（書類の提出）

第7条 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、調査基準価格を下回った入札を行った者全員に、開札日の翌日から起算して3日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に、低入札価格調査審査調書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付の上、提出させるものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由（様式第2号）
- (2) 当該入札価格に対応した業務費内訳書（市が閲覧に供した業務費内訳書と全て同じ形式・項目で、数量、単位、単価及び金額が記載された業務費内訳書をいう。以下同じ。）
- (3) 前号の業務費内訳書に記載した単価（直接業務費に係る項目の単価の全てとする。）に関する見積書（発注した日以後に徴したものに限り。以下同じ。）又は過去1年以内に取引した実績が証明できる請求書等（以下「見積書等」という。）
- (4) 業務の実施方法（配置予定技術者の状況等）（様式第3-1号）
- (5) 配置予定技術者の資格が確認できる資料（法令等による免許証、資格者証等の写し）及び雇用が確認できる資料（社会保険加入関係書類等）
- (6) 業務の実施方法（実施フロー及び工程表）（様式第3-2号）
- (7) 業務の一部を再委託する場合は、再委託業務に関する見積書
- (8) 業務の実施方法（業務ごとの人工内訳表）（様式第3-3号）
- (9) 業務の実施方法（使用する機器等の状況）（様式第3-4号）
- (10) 業務に使用する機器・ソフト等の内容を確認できる資料（カタログや取扱説明書の写し等）
- (11) 手持業務の状況（様式第4号）
- (12) 過去に履行した熊本市発注業務の状況（様式第5号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める資料

2 前項各号に掲げる書類については、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

3 市長は、低入札価格調査を行うために必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類を期限を定めて追加して提出させるものとする。

4 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5 提出された書類は、返却しない。

6 市長は、提出された書類を当該調査以外に提出者に無断で使用しないものとする。

（実施方法）

第8条 市長は、調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、最低価格入札者を調査対象者とし、前条第1項の規定により提出された書類を基に、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

2 前項の場合において、調査対象者が別表に規定する事項のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者のした入札を無効とする。

3 市長は、調査対象者（前項の規定により無効となった者を除く。以下同じ。）に対する事情聴取その他必要な調査及び検討の結果について、低入札価格調査報告書（様式第6号）を作成するものとする。

（契約審査委員会の設置・審査）

第9条 調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを審査するため、契約審査委員会を設置するものとする。

2 契約審査委員会は、契約検査室長、契約検査室次長並びに設計担当の部長及び課長をもって組織するものとし、会長は、設計担当の部長をもって充てるものとする。

3 契約審査委員会は、前条第3項の低入札価格調査報告書に基づき審査を行い、審査結果は委員の過半の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

4 契約審査委員会の庶務は、契約検査室が行うものとする。

（落札者の決定等）

第10条 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合は、当該調査対象者（施行令第167条の9の規定によりくじがなされる場合にあっては、当該くじにより落札者となるべき者）を落札者と決定する。

- 2 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上のときは、当該次順位者を落札者と決定し、次順位者の入札価格が調査基準価格未満のときは、第8条以降と同様の手続きによるものとし、同条第1項の規定中「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、落札者とならなかった調査対象者に対しては、理由を付してその旨を入札結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 4 低入札価格調査の結果については、落札者の決定後にその概要を低入札価格調査結果概要調書（様式第8号）により公表するものとする。

（契約保証の額）

第11条 調査対象者が落札した場合における契約に関しては、契約保証の額は、業務委託料に10分の3以上を乗じて得た額以上のものとする。

（履行状況の確認）

第12条 調査対象者が落札した場合における業務の実施については、当該業務の監督員は第7条第1項の規定により提出された書類の記載内容に沿った履行が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の履行が記載内容と異なるときは、その理由を受託者から詳細に聞いた上、必要な指導及び監督を行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあっては、同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては、同日以後に指名をするものについて適用する。

別表（第8条関係）

項	事項	内容
1	書類が提出されない場合	指定の期日までに求められた資料の全部又は一部が提出されない場合
2	書類が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	求められた資料とは無関係な書類である場合
		他の業務の資料である場合
		白紙である場合
		他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
3	書類に記載すべき事項が欠けている場合	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		入札説明書に指定された項目を満たしていない場合
4	書類に不備があると認められる場合	見積書等に記載された機械損料、労務費、材料費等の規格、数量、価格等が業務費内訳書に記載された内容と一致しない場合
		見積書等に代表者の押印がない場合
		業務の一部を再委託する場合に、再委託者の見積書が「業務一式」のように具体的に記載されていない等、業務費内訳の各項目に対応していない場合
5	書類の記載すべき内容に誤りがある場合	発注者名、発注件名、提出業者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く。）
		業務費内訳書の内容と「入札時の業務費内訳書」の内容が合っていない場合（千円未満の端数処理を除く。）
		業務費内訳書の計算（各小計や合計）が合っていない場合
6	事情聴取に協力しない場合	事情聴取に応じない場合
		配置予定の管理技術者が事情聴取に参加しない場合
		指定の時刻までに出席者が集まらず事情聴取ができない場合